

教員免許状更新講習で法教育を考える

上 田 理恵子

Discussing Law-Related Education in the Teacher's License Update Courses

Rieko UEDA

はじめに

本稿は、筆者が2011年12月と2013年8月に担当した教員免許状更新講習の実施報告である。テーマは、二回とも法教育を扱わせていただいた。

とはいえ、最初に担当が決まった時点では、「とにかく誰かが担当せねばならないから」ということ以外は何もわからなかった。まして、講習を担当する者が心がけるべきことやそのための方法について議論を深めることなど思いもよらなかった。いくら選択科目といっても、教育現場に立ったこともない者が、現役の教員に対して「教員としての資質を高める」講習をするのは、筋違いではないかという疑問ばかりが先に立っていた。

2009年4月から本格的に実施されてきた教員免許状更新講習の目的は、教員に必要な資質能力を保持するために「最新の知識技能を修得させる」¹ことにあるという。新聞等のマスコミ報道やインターネットでも見かけることのある批判や疑問、それらに対する評価など、この制度自体に関する議論も必要ではあろう。²ただ、制度の是非を正面から論ずることが、本報告の目的ではない。

担当が決まってから、拙い頭で考えた講習のテーマは「法教育」に落ち着いた。法務省の掲げる法教育の理念は「法的なものの考え方を身につけるための教育」として推進されてきた。決して裁判員制度への対応や消費者教育に偏ったものでないが、法律実務家の間でも、教育現場においてもそうした観点から理解する人々も多いため、誤解をとくことから始めなければならないという。³憲法教育の充実を重視する立場からは、遵法意識だけが強調されることを危惧する指摘もみられ、法教育とはどうあるべきかをめぐる議論が続いている。⁴教員養成課程で法学科目を担当する立場として、筆者も教育現場の方々から情報・意見交換をしてみたいという希望は、かねてから持っていたからこそ、敢えて挑戦しよう

したテーマであった。

1. 2011年度の講習

(1) 受講者と事前アンケート

実施日は2011年12月17日(土)、「公民・歴史教育の最前線」という講習科目名の中で、午後の3時間分を「法教育をめぐる現状と課題」という題目で担当した。

受講生は31名、所属の内訳は高校13名、中学校14名、小学校1名、特別支援学校1名、その他2名であった。講習の冒頭では、以下の4項目についてアンケートを実施した。

- 問1. 「法教育」についてどの程度ご存じでしょうか。
- 問2. 学外の司法機関や紛争処理機関の出前教室や移動教室を授業で利用したことはありますか。
- 問3. 法教育シンポジウムやフォーラムに出席したことはありますか。
- 問4. 法と教育学会についてご存知ですか。

問1については「全く知らない」「ほとんど知らない」「教材や文献で見たことがある」「見学したことがある」「実践したことがある」「実践した結果を発表したことがある」まで6段階に分け、複数回答も可としたところ、「全く知らない」「ほとんど知らない」という回答が20名にのぼった。文献等で知見を得ているという回答が7名、授業実践を見たという者が3名、自身が実践をしたという回答が3名となった。実践の結果の検討にいたったという回答はなかった。

問2、問3は「ある・ない」で選択してもらったところ、問2では「ある」が5名、「ない」が26名、問3では「ある」が2名、「ない」が29名となった。

問4は、最新情報に関する問いである。2010年9月に第1回設立総会を開催した法と教育学会には、法務省、法曹界、教育界をはじめ、主だった「法教

育」関係者が名を連ねている。したがって、少しでも法教育に関心があるなら、名前だけでも聞いたことはあるのではないかと思ひ、設問に加えてみたのだが、会員は1名、「知っている」は1名、「知らない」が29名であった。

2004年以来、法務省主催で開かれたシンポジウムをはじめ、大小さまざまなシンポジウムや関連企画が開かれてきたこと、そこで新学習指導要領にも反映されている、と指摘されてきたことを考慮すれば、この時点でもう少し「法教育」の知名度があってもよかつたはず、というのが正直な感想である。⁵

問2で学外の司法機関の利用例を具体的に記載してもらったところ、出前教室や移動教室の利用は、中学校公民分野や高校公民科、総合的な学習の時間を利用しての熊本地方裁判所・地方検察局の移動教室・出前教室に加え、地方法務局と熊本県弁護士会の出前教室という回答が1名ずつ含まれていた。

(2) 実施概要

当日の進行は、冒頭の自己紹介や事務アナウンス、最後の課題作成を除き、以下の順序で進めた。

- ①法教育とは？
- ②日本における「法教育」推進の動き
(2001～2011)
- ③『はじめての法教育』をめぐって
- ④シンポジウム・学会に参加した印象より
- ⑤法教育実践例より一地域発の授業実践例視聴
(DVD)
- ⑥「法教育」の問題点(さまざまな「法教育」理解、実践にあたっての試行錯誤)

講習内容のうち、教員の方々に興味をもっていただけだろうと重点をおいたのは、⑤の授業実践紹介にあった。2010年10月30日に開催された「法教育シンポジウムin京都」で紹介された京都立命館中学校の実践である。⁶中学校1年生の地理的分野で取り組む法教育の事例として作成され、単元名は「私たちの町のルールを考えよう」、構成は第1時「それぞれの立場の主張を話し合おう」、第2時「解決策を話し合おう」となっている。視聴した授業では、歴史ある町に「高層マンションの建設計画」が持ち上がったという設定で、「建設業者」、「建設反対住民」、「中立の住民」の立場で分かれて意見を述べ合い(第1時)、次に対立する立場を交えて話し合うなかで、皆が納得することのできる町のルールを創意工夫し、最後に案を発表し合っていた。話し合いの場には、アドバイザーとしてグループごとに弁護士が参加

する。この授業に入る前には、学校周辺の町を巡検し、地域の地理的・歴史的事象を学んだことを前提としている。また、視聴した時間の最後には、景観条例について教科書を確認している。

景観条例に関する実践は、2008年刊行の法教育関連図書⁷でも紹介されている。しかし地域毎の特色を活かしたうえでの具体的な実践を見学する機会は、この時点では、まだ少なかった。加えて、裁判員制度や消費者教育という特定の制度や実用目的の外に、また公民科という特定の分野や教科の枠組みを超えた取り組みに目を向けてもらうというねらいがあった。条例の意味や役割、位置づけについては公民的分野であらためて学習するとしても、地理的分野で「景観条例」というキーワードが登場するならば、単に「難しい」用語を暗記するのではなく、そのような条例制定の背景に遡って自分も「当事者」として発言することで、言語活動も豊かになり、理解も深まると評価してもらえるのではないか。これが講習担当者としての意図であった。

(3) 受講生の感想および考察

講習の最後は当日のうちに「試験」することが義務付けられている。「試験」よりも筆者は限られた時間での「意見交換」を重視したかったため、法教育に関する「事後アンケート」を兼ねて、作成してもらう「課題」を二つ、周知しておいた。

一つ目の課題ではDVDで視聴した授業実践の率直な感想・意見を求めた。中学校の地理的分野に法教育を導入するという目新しい方法は賛否両論を呼び起こしたようである。支持する意見からは、分野横断的な取り組みや、生徒の自主的な発言を後押しする工夫に注目していた。

「事前に地理巡検で景観について学習してあるので、生徒たちが身近なこととして取り組めたと思う」

「グループディスカッションを最初は同じ立場の者だけで行い、次は三者(建設推進、反対、中立)をまぜて本物の交渉の場のように設定されていたところが素晴らしい」

「ふつうだったら沈黙しがちになるところを、弁護士の助言で自信をつけさせるなど、導入面での工夫がみられ、ゲストの関わり方が効果的だった」

「相手方の利益・自己の利益・お互いの不利益を考えることで自分の意見を主張し、相手方と対立し、または相手方の意見を理解し、受け入れ、調整していく力を身に付けるチャンスとなって

いくと思う」

批判的な意見として目立ったのは、時間的制約に対する指摘と、「法教育」が地理的分野に「入り込む」ことへの反発であった。

「中1の地理的分野の授業で、2時間も使い、弁護士まで参加させるのは、通常の現場からみると非現実的だと思いました」

「地理的な思考・判断に『様々な立場に立って考える』や『町のルールを創意工夫して考える』というのが適合するのでしょうか？たしかに『多面的なものの見方を養う』というのはあるかもしれませんが、それはあくまで地理的な多面的なものの見方のはずです。例えば、同じ地図でも反対に見たら見え方が違ってくるとか…だから、本時のような授業は『公民』の中であつてこそ、現場の実践として議論の対象になると思います。我々公立学校の教師は指導要領に則って教えるという法的義務があるはずです」

たしかに、地理的分野に必要な項目がおろそかになるようでは本末転倒となる。ただ、2013年度に見学した熊本市内の中学校の地理の授業実践でも、「様々な立場に立って」の話し合うという作業は、同じく京都市の「環境保護条例」を学習するために行われていた。しかも、授業者からは「言語活動」を促進するために、異なる立場を設定したという説明があった。⁸「法教育」の視点かどうかは別として、少なくとも地理的分野でも「様々な人の立場に」立つことは必要とされているようである。

課題2では、「法教育」を実践する場合に思いつく長所や課題の指摘をお願いした。法による規制の「理由」を理解させることに主眼とすることや、対立する利益の調整をはかりつつ、ルールを作る「過程」を大切にすることを強調する考え方、社会科の公民的分野や公民科、総合的な学習の質を向上させる点等が評価されていることがわかった。「社会的立場や地位によって、どちらか一方だけが損あるいは得をしたり、傷ついたりすることのないように、問題を解決するための強制力であると理解させることが基盤になる」という明確な意識をもち、「クレームの解決」やショートディスカッションを重ね、調整のポイントを探ることで、生徒の意欲が高まり、コミュニケーション力も向上するという成果も認められている。模擬裁判や法務局の出前講座も利用されている。その一方、「法」という言葉を持ち出すことへの疑問や反発が少なからず認められた。

「法教育とは何か、いろいろな立場や議論があって統一できないのでわかりづらい」

「『法的な』と言わずとも、自分たちの生活をよりよいものにしていく、より豊かなものにしていく、大多数の人々の幸せを作り上げていくという価値に基づいて授業をつくりあげていくときに、グループ討論・学習は必ず行う手法です」
「日常的な授業の中で、どの分野でも『対立』と『合意』をつなぐ話し合い・活動を随所に盛り込みながら実践している。わざわざ『法教育』と呼ぶ必要はないのではないかと」

講習内容を的確に伝えられたかどうか、筆者自身の力不足に対する反省以外に、以上のような感想に至る理由があるとすると、筆者があらためてお願いしたいのは、ご自身で選択していただくことである。本講習のねらいは、そのためにこそ「法教育」と呼ばれるものの多様な「方法」や「視点」を提示することにあつたからである。

すでに積極的に取り組まれている教員の方々からは、教える側が持ち合わせておくべき「知識」「認識」「意識」の明確化が必要であるという指摘をいただいた。「常に教師が見方、考え方を立場の違いによって与え続けていかないとレベルの低いもので終わってしまう」という。ただし、「教師の下準備の負担」が憂慮されている。

「もっと日常の各教科の授業で、さりげなく実践できないでしょうか。例えば『こういう視点で日常の教材をアレンジすると法教育的な面を出せますよ』という『視点』を提示していただくとありがたいです」

また、裁判所や法務局から講師を迎えるにしても「どんな示唆を与えたらよいのか、戸惑われ」る場合がある、という指摘も見逃せなかった。「法教育研究会での戸惑いや議論が、そのまま学校に来られる方々にも見える」というのである。

2. 2013年度の講習内容

(1) 受講者数および事前アンケート

実施日は2013年8月24日(土)、「法教育の現状と課題」という講習科目名の中で、午前・午後の6時間分で担当することとなった。

今回の受講生は10名、所属の内訳は高校2名、中学校2名、小学校3名、その他3名であった。テーマが敬遠されたせいも、人数は前回の三分の一と

減ってしまったが、校種には広がりがあった。事前アンケートについても、事務局が用意したアンケート「受講動機」と「講習に対する要望」をそのまま活用させていただいた。動機としては「現状を知りたい」「法律に興味がある」から「現場で確実に実践するために必要な知識や方法を知りたい」等、漠然としたものから具体的なものまでさまざまであった。ゲストスピーカーを招くことは、シラバスにも書いておいたので、要望は「法曹界からの実際の取り組み」や「法曹界の実際の取り組み」「法教育と学校教育との関係」「目的・内容・担い手・方法を巡って存在するさまざまな立場を知りたい」と、かなり具体的に述べられていた。

(2) 実施概要と新たな試み

当日の進行は以下の通りとした。

(午前)

- ①法教育とは？
- ②日本における「法教育」推進の動き概観
- ③法務省『はじめての法教育』（批判も含めて）
- ④「法教育」に関わる教材開発・授業実践より
- ⑤熊本県における「法教育」の可能性と課題

(午後)

- ①法教育に関する熊本県弁護士会の取り組みについて
- ②こんな授業例はいかがでしょうか（福岡県弁護士会）～一法律家からの提言とアイデア（実践例をもとに）～
- ③最終ディスカッション

前回の受講生からいただいたご指摘や情報をふまえ、筆者にとっての新たな試みとして、教育現場と法実務家との連携に少しでも貢献できるよう、午後の講習では、法実務家をお呼びした。

そのうちのおひとりは、熊本県弁護士会法教育委員会から、委員長の前田大志弁護士にお越しいただいた。熊本県弁護士会法教育委員会は2006年からジュニア・ロースクールに取り組みされている。⁹昨年度からは、筆者も中学校社会科教員免許取得を希望する学部生向けに「法教育セミナー実演会」を実施していただいている。自分が学校に通っていたころには「経験したこともない」ために「新鮮だった」という感想が少なからずある。しかも、地域の取り組み状況を知ることは、「最新の知識」を提供する本講習の趣旨に最もふさわしいと考えた。

言うまでもなく、県内の法関連機関・団体は弁護

士会だけではない。発表された法教育実践報告¹⁰や前回のアンケートによれば、裁判所、検察庁のほか、法務局、司法書士会、行政書士会等、さまざまな主催者が法教育を実施し、あるいは実施する用意がある。消費生活センターによる消費者教育や税理士会による租税教育、文化庁による著作権教育など、学校教育向けの教材を用意している機関は、分野を限定すればさらに増える。それらのすべてについて言及する時間的余裕はないが、裁判所や検察庁等、すでに公式サイトで詳しく紹介されているものは、参照先を案内するにとどめた。法務局、司法書士会、行政書士会の取り組みについては電話やメールで依頼し、取り組み状況、学校から依頼する場合の連絡先やメッセージについて、筆者からお伝えすることをご快諾いただいた。

午後にはもうおひとり、福岡県弁護士会の春田久美子弁護士にもお越しいただいた。ゲストスピーカーとしてもう一人お呼びする理由については、後日、説明を求められもしたが、「日常の各教科の中で」という前回の要望をふまえてのことである。数多くの実践を重ねられ、教育現場のご事情もよくご存じの春田先生から、「日常の各教科」でも取り入れられる「視点」を提供していただけないかと考えた次第である。¹¹当日は「50分でできる法教育」というキャッチフレーズから始まり、教科毎からいじめ対策等の学校生活全体にわたる取り組みの数々についてうかがうことができた。印象的だったのは、「法律家だからこそ」という立場や個性を活かしつつも、教育現場に寄り添うことを大切にされることである。実践のたびに教材や授業の方針は教師と共有され、新聞学習（NIE）とのコラボ¹²や言語活動の重視など、新学習指導要領の要請も取り入れられている。さらに人気アイドルグループまで話題に取り入れられるなど、子どもたちとのやりとりが工夫され、授業がとても楽しそうに思えた。

(3) 受講生の感想および考察

今回は、前回と同じく実践の長所と課題に加え、印象に残った事を書いていただいた。「教師の知識不足」「時間的制約」「教科への位置づけ方」が課題であるというご指摘も依然として多いが、「教科ごとのねらいと法教育のねらいを上手に関連づける」ことで対応できるのではないかと、「弁護士の方々は授業について理解していただいている」という感想に代表されるように、今回は教育現場で法教育を実践することが、実現可能なものとして、概ね前向きに受け止めていただけたようである。担当者としてうれしかったのは、ご自身が実践に取り組むという

立場に立って、目的や方針を明確にされた方が多かったことである。

「(法教育の視点は) 社会の中での自分の役割や立ち居振る舞いまで考えさせることも含めて、キャリア教育に生かせる」

「AKBの選挙のことなら小学校6年生の歴史でも、選挙法の推移に使える」

「体育科の授業でも行える。バスケットボールは特にいいと思う『楽しいゲームにする』『安全に行えるには』『公平に行うには』といった切り口で子どもたちが自らルールを作るのである」

「自分の授業の整理を行うために、法教育の『切り口』とされている視点を役立てたい」

「二人組やグループでの話し合い、書く活動など、言語活動の充実にも努めたい」

「私なりの解釈の根底にあるのは『法を通して、他者とのかかわり、自己実現に必要な力を学ぶこと』である」

外国人児童の日本語指導を担当し、実際に「法」を抜きにしては考えられない事態に直面し、特別な感慨を持って受講していただいた方もいらっしゃる。「外国の子どもたちを受け入れ学級の子どもたちがどう理解してくれるか、彼らの学習をどう保障していくか…対立=異質なものをどう理解し、合意を形成するか」という場面で、春田弁護士らの実践が役立つことを期待する。

事務局によるアンケート集計表もあわせて確認できた。「『法教育』のめざすもの、具体的な取り組み等がよくわかった」「学校の中にも弁護士の方が来られて、交流が進むといいなと思った」等の感想にもみられるように、少なくとも前回の反省を踏まえて改善や工夫を試みた点は、評価していただけたようである。

3. 考 察

前回と今回の取り組みを通して学ばせていただいたことは数多くある。その中から、今回は、法律実務家と教員の連携について、以下の二点を指摘しておきたい。

一つ目は、法律実務家による法教育の企画に関してである。法律実務家の企画するセミナーや出前教室等は、法教育の「普及」という観点を重視する立場からは、あるいは「イベント」的な実施に「とどまっている」という批判を受けるかもしれない。しかし、サイトや刊行物で紹介される「実践例」の数

こそ飛躍的に増大しているとはいえ、県内で学校関係者に話を聞けば、法教育は現段階においては未だ発展途上にあると言わざるをえない。また、教師が提供された教材だけなぞって実践しても、前回の講習でもご指摘いただいたように「レベルの低い」ままで終わってしまうことになる。とすれば、法律実務家による移動教室や出前教室といったイベントによる法教育実践は、子どもたちはもちろんのこと、学校関係者や保護者に認識してもらうために、また法律家自身が子どもたちの発達段階に関する理解を深めるためにも、必要とされているはずだと考えている。¹³受講者のなかにも、「(弁護士会等の出前授業を活用することで) 子どもにとってはより理解を深めることができる。教師は子どもと向き合う時間が増える。関係機関にとっては仕事の内容を十分に知ってもらうことができる」ため、それぞれにとって有意義だという感想があった。

二つ目は、法教育に関する取り組みをするために、法務局、司法書士会、行政書士会の担当者とお話するなかで実感したことである。どの団体も学校からの要望や相談があれば誠実にご対応いただけることがわかった。なかには、学校で生徒たちに是非とも聞かせてあげたいような取り組みも複数、存在している。ただ、広報の手段や、教育現場からどのような要望があるのかについて情報・意見交換の機会が求められよう。提供していただける授業の教材自体についてみれば、法務局と弁護士会、消費生活センター、司法書士会で重なる場合もある。教師の側で各団体の役割を理解し、「伝えたいこと」を明確にしておく必要がある。2011年度の後アンケートでご指摘いただいた問題は、まだ解決していないのである。

おわりに

法教育のように新しいテーマについて教員が情報・意見交換するために、筆者の経験した限りでは、免許状更新講習は有意義な場を提供してくれたと実感している。

もっとも、免許状更新講習が受講生側にとって強制と有償でよいのか、学生でもないのに、どの科目でも評価を義務付けることの是非については別に議論しなければならないだろう。

猛暑とご多忙のなか、本講習の実施にあたっては、事前、当日をはじめ、さまざまな方のご協力を賜った。出会いや対話を重ねつつ、法に関わる教育の在り方を主体的に教員が考えられるよう、筆者も模索を続けていきたい。

*本報告は科研費 平成24～平成26年度科学研究費補助金（研究代表者：上田理恵子，課題番号24653026）による成果の一部である。

- 1 教員免許法（第9条の3）および熊本大学教員免許状更新講習事務局『熊本大学教員免許状更新講習 教員免許状更新講習管理システム操作・運用マニュアル【担当教員編】』
- 2 最近では，吉田道雄「教員免許状更新講習の評価—公表データと実態調査の差—」教育実践研究第30号（2013）103-108頁などがある。
- 3 関良徳「法教育における教師と弁護士の協働—信州モデルとその理論化のための試論」法と教育学会 第3号（2012）11-21頁（以下，[関：2012]と略す）より，11-12頁参照。
- 4 そのような観点からの提言として北川善英・大坂誠（2008）「法教育と法的リテラシー」横浜国立大学教育人間科学部紀要Ⅲ（社会科学）10，29-43頁，渡邊弘（2009）「法教育論の現状と課題」法の科学40，146-151頁等がある。
- 5 2011年11月26日に開催された法務省主催のシンポジウムは『法教育シンポジウム—未来を拓く法教育—Final』と名付けられているほどである。このシンポジウムの案内については複数のサイトが紹介しているが，例えば法テラスのサイトhttp://www.houterasu.or.jp/news/event_info/でも確認できる（最終閲覧日2013年10月23日）
- 6 指導案・ワークシートについては法務省・文部科学省・最高裁判所・日本弁護士連合会主催『法教育シンポジウム—未来を拓く法教育in京都— 参考資料』（2010年10月29日）2頁以下。なお，講習で視聴するにあたっては，授業者においてDVDを貸し出していただくとともに，資料の複写・配布についても許可をいただいた。
- 7 江口勇治・大倉泰裕（2008）『中学校の法教育を創る』（東洋館出版社）90-100頁。
- 8 熊本市出水中学校社会科の授業より。「平成24・25年度熊本市教育委員会指定「学力充実」研究発表会 指導案集」所収。「京都の人たちの生活で，不便なことや大変なことはないだろうか」という問いにグループで①住民，②事業者・経営者の立場，③町屋に住む人々の立場に立って答える，という作業である。本当に京都の「町屋暮らし」が「不便」かどうかはさておき，京都の人々に対して「規制に耐えて伝統を守る人々」というようなイメージを生徒に持たせてしまうよりは，先に紹介したような立場の分け方が，先入観をもたせず，また意見交換しやすく，条例が制定されるに至る過程を素直に理解できたのではなかったか，というのが筆者の現時点での感想である。
- 9 熊本弁護士会法教育研究会の活動については弁護士会のサイトに紹介がある（<http://www.kumaben.or.jp/about/committee/comm15.html> 最終閲覧日2013年10月23日）
- 10 例えば『法律のひろば』第65巻第10号（2012年）
- 11 春田弁護士のプロフィールや授業実践について，最新のものでは西日本新聞（2013年8月15日）等がある。また科目や単元，教科書との関連については法教育フォーラム内「教科書を見るシリーズ」から小学校編(2)3・4年「社会」上（<http://www.houkyouiku.jp/12072601> 最終閲覧日2013年10月23日）等が参照できる。
- 12 毎日新聞（2013年8月6日）
- 13 弁護士会等の企画するジュニア・ロースクール等の「イベント」性の意義については，[関：2012] 18頁参照。ただし，「最終的には教師のみで実践できる授業を法律実務家と協働で研究開発する体制を構築することが望ましい」という。